



平成 27 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社タムロン
代表者名 代表取締役社長 小野守男
(コード番号 7740 東証第一部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 大塚博司
(TEL. 048 - 684 - 9111 (代))

株式会社宏友興産の株式の取得
(特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続による取得) に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 27 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 68 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、株式会社宏友興産（以下、「宏友興産」といいます。）の株式を取得し、同社を完全子会社化すること（以下、「本件取引」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件取引により当社が株式を取得することとなる宏友興産は、当社創業家の資産管理会社であり、その資産の多くの部分が当社株式であることや、当社が将来的に宏友興産の保有する当社株式を自己株式として取得することを検討していること等の理由により、株主・投資家の皆様への公平性及び取引の透明性の確保等の観点から、会社法第 156 条第 1 項、第 160 条第 1 項及び第 161 条の規定の趣旨を踏まえて、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行うとともに、当社株式に係る議決権（宏友興産の株主の一定の関係者が有するもの（当社総議決権数に対する割合は 23.96%となります。）を除きます。）の過半数を有する当社株主の皆様にご賛成いただくことを本件取引実施の条件とすることが適切と考えております。

そこで、本件取引については、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 68 期定時株主総会において付議し、株主の皆様のご承認を得た上で、これを実施することとしたものであります。

記

1. 株式の取得の理由

当社は、株主の皆様に対して安定した利益配分を継続することを基本方針とし、長期的視野に立って収益力の向上、経営体質の強化及び新事業の展開を図るべく各種研究開発や設備投資等を勘案した配当政策を進めるとともに、業績に応じた利益配分に努めております。

具体的には、連結ベースで 30%程度の配当性向を目標としております。

また、株主還元を強化するとともに、資本効率の向上、経営環境に対応した機動的な資本政策の遂行を重要課題の一つと考えております。

そのような折、平成 26 年 11 月頃、当社創業家より、その資産管理会社である宏友興産（平成 27 年 2 月 27 日現在の当社株式の保有株式数は 1,529,826 株であり、当社発行済株式総数 27,500,000 株に対する割合は 5.56%となります。）の株式を当社に譲渡したい旨の申し出がありました。また、その際には、宏友興産の保有する当社株式の評価については、市場価格に一定のディスカウント率を乗じることとする旨も併せて申し出がありました。

このような状況を踏まえ、当社といたしましては、当社が宏友興産の株式を取得しない場合には、宏友興産の保有する当社株式が短期間に大量に市場売却されることにより、当社株価が下落し、既

存の株主様に不測の不利益が生じるおそれがあることから、当社の財務状況も考え合わせた上で、上記の申し出に関して具体的な検討を進めてまいりました。

その結果、当社といたしましては、上記の申し出に応じて当社が宏友興産の株式を取得することにより、①当社一株当たり当期純利益（EPS）の増加を通じた株主価値の向上に資するとともに、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながることで、②実質的に市場価格からディスカウントした価格で自己株式を取得することができ、市場取引による場合よりも低い価格による自己株式の取得が可能となること、③宏友興産の保有する当社株式が大量に市場売却されることにより既存の株主様に不測の不利益が生じるおそれを回避できること等から、本件取引は、当社及び当社株主全体の利益に資するものと判断いたしました。

また、宏友興産の株式取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定であります。平成26年12月末における当社連結ベースの現金及び預金は15,915百万円であり、当該株式取得に要する資金は現状の現預金水準で十分にまかなえる範囲であることに加え、今後も営業活動から生み出されるキャッシュ・フローが一定程度蓄積されるものと見込まれることから、財務の健全性及び安定性を維持できるものと考え、本件取引を実施することといたしました。

但し、上記のとおり、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定の趣旨を踏まえ、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続きを行うとともに、当社株式に係る議決権（宏友興産の株主の一定の関係者が有するものを除きます。）の過半数を有する当社株主の皆様にご賛成いただくことを条件といたします。

また、宏友興産が保有する当社株式の処分等につきましては、同社が創業家の資産管理会社であり、数年前までは不動産賃貸業を行っていたものの、現在は当社株式の保有を主たる事業としていることから、当社が宏友興産の株式を取得した後は当社を存続会社として宏友興産を吸収合併し、それに伴って、当社が宏友興産の保有する当社株式を自己株式として取得すること等を検討しておりますが、現時点での決定事項ではなく、具体的に決定した時点で速やかに開示してまいります。

さらに、当社による取得後の自己株式の処分につきましては、M&A等への有効活用等も含めて検討することになりますが、基本的には消却によって株主価値の向上ならびに資本効率の向上を図っていく方針です。

なお、当社専務取締役新井宏明は宏友興産の株主であり、本件取引に関して特別利害関係を有することから、本件取引に関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

2. 異動する子会社（宏友興産）の概要

(1)	名 称	株式会社宏友興産	
(2)	所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区東門前 388 番地 3	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 新井健雄	
(4)	事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の売買 ・ 不動産の売買、賃貸及び運営管理 	
(5)	資 本 金	20 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	昭和 46 年 8 月 12 日	
(7)	大株主及び持株比率	代表取締役 新井健雄氏及びその親族 3 名の計 4 名で発行済み株式（自己株式を除く）の 100%を所有。	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社株式の 5.56%を保有しております。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期	
純 資 産	311 百万円	362 百万円	418 百万円	
総 資 産	348 百万円	366 百万円	422 百万円	
1 株 当 たり 純 資 産	7,649.82 円	9,132.66 円	10,583.76 円	
売 上 高	2 百万円	2 百万円	3 百万円	
営 業 利 益	△5 百万円	△5 百万円	△5 百万円	
経 常 利 益	70 百万円	71 百万円	71 百万円	
当 期 純 利 益	59 百万円	59 百万円	56 百万円	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	1,601.57 円	1,614.12 円	1,538.08 円	
1 株 当 たり 配 当 金	－円	250 円	－円	

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏 名	代表取締役 新井健雄氏及びその親族3名 計4名：個人
(2) 上場会社と当該個人の関係	取得相手である4名のうち、1名は当社専務取締役である新井宏明であります。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	－株 (議決権の数：－個) (議決権所有割合：－%)
(2) 取得株式数	36,890 株 (議決権の数：368 個)
(3) 取得価額	株式会社宏友興産の普通株式 (概算額) 3,686 百万円 アドバイザー費用等 (概算額) 6 百万円 合計 (概算額) 3,692 百万円
(4) 異動後の所有株式数	36,890 株 (議決権の数：368 個) (議決権所有割合：100.0%)

(注) 宏友興産の保有する当社株式の評価につきましては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格を上回らない価格で当社株式を評価することとしております。

具体的には、平成26年11月27日から平成27年2月26日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格に0.93を乗じた額である2,155円と、第68期定時株主総会開催日前日である平成27年3月26日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、低い方の金額といたします。

宏友興産の株式の取得価額につきましては、宏友興産の保有する当社株式以外の資産については第三者機関の算定した評価額を基にし、当社株式については上記のとおり評価して算定することとしております。

なお、上記記載の取得価額の概算額につきましては、現時点で把握し得る、平成26年11月27日から平成27年2月26日の3ヶ月間の東京証券取引所市場における当社株式の終値の平均価格

に 0.93 を乗じた額をもって宏友興産の保有する当社株式を評価した場合の概算額となります。

5. 日 程

(1) 取締役会決議日	平成 27 年 2 月 27 日
(2) 契約締結日	平成 27 年 2 月 27 日
(3) 株式譲渡実行日	平成 27 年 3 月 31 日 (予定)

(注) 上記の内容については、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の当社第 68 期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件といたします。

6. 今後の見通し

本件取引が当社の平成 27 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後詳細が判明し、開示が必要となった場合には速やかにお知らせいたします。

7. その他

本件取引の実施に当たっては、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行う予定ですが、宏友興産の保有資産のうち、当社株式の評価につきましては、前記「4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況」の注記に記載しましたとおり、会社法第 161 条及び会社法施行規則第 30 条第 1 号により算定されるもの（第 68 期定時株主総会開催日前日である平成 27 年 3 月 26 日の東京証券取引所市場における当社株式の最終価格）を超えないため、取得の相手方以外の当社の株主様には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項に準じた売主追加請求権は生じません。

(ご参考) 平成 26 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	27,450,636 株
自己株式数	49,364 株

以 上